

**マレーシア
ビジネススタディツアー
募集要項**

**2025 年 8 月
独立行政法人国際協力機構
九州センター**

1. 概要

JICA では開発途上国の多様な課題解決に資するため、日本の民間企業が持つ様々な製品や技術を活用すると同時に、日本の地方創生にも貢献すべく、中小企業・SDGs ビジネス支援事業（略称、JICA Biz）を展開しています。

この普及促進の一環として、九州圏内の企業の方々に、より具体的に開発途上国のビジネス環境を知っていただく、加えて、現地企業関係者の方々とのリアルな交流や関係づくりに資するような機会をご提供すべく、マレーシアへのビジネススタディツアーを実施いたします。

マレーシアの経済成長率は、新型コロナ過で一時落ち込んだものの、その前後を見渡すと 2021 年（3.3%）、2022 年（8.8%）、2023 年（3.5%）と堅調に伸びています。産業構造は製造業（電気製品）と農林業（パーム油）、鉱業（原油等）が中心となっており、輸出・輸入とも日本は主要貿易相手国となっています。日本との関係性は非常に強く、親日国でビジネスを実施しやすいこともあり、同国での在留邦人数が 2 万人を超えていることも特徴的です。

さらなるマレーシアの産業・社会の発展に向けて、JICA としては 1) 高所得国入りに向けた均衡のとれた発展の支援、2) アジア地域共通課題への対応、3) アジア地域を越えた日・マレーシア開発パートナーシップの強化に重点を置いた協力を実施しています。特に、1981 年に当時のマハティール首相が提唱した「東方政策」への支援は、1982 年に開始して以降現在に至るまで、継続的に支援をしてきています。

このようなマレーシアにおける市場の可能性と社会課題を現地で体感し、ビジネスチャンスの種をつかんでいただくことを願っています。皆様のご参加お待ちしております。

2. 本ツアー参加のメリット

- ・ 現地企業や関係機関との面談、事業視察、市場調査等による情報収集を通じ、マレーシアの経済動向、ビジネス展開ニーズ、マーケットポテンシャル、社会課題等の現状を現地で直接体感する機会が得られる。
- ・ 現地企業等関係者との交流やネットワーク構築、外国人材の採用につながる機会が得られる。

3. スケジュール（調整中）

- （1）派遣先：マレーシア国クアラルンプール市内（KL）、スランゴール州（現地集合・現地解散）
- （2）行程：2025 年 11 月 9 日から 14 日までの 5 泊 6 日間（日本からの往復時間除く）

4. 募集人数

10 名程度（現地では JICA 職員が同行します）

5. 行程イメージ

日付			内容
11/9 日	日		移動(日本出発地⇒マレーシア・クアラルンプール)
		夕方	事前打合せ
11/10 日	月	午前	JICA マレーシア事務所、在マレーシア日本国大使館
		午後	マレーシア 日本人商工会議所（JACTIM）
			現地ビジネス関係者(経営者、起業家等)との交流会
11/11 日	火	午前	工業団地、マレーシア投資開発庁（MIDA）
		午後	JETRO マレーシア、マレーシア日本国際工科院（MJIT）
11/12 日	水	午前	スランゴール州へ移動
		午後	JICA Biz 事業サイト、工業団地
11/13 日	木	午前	SEA 2025 - Sustainability Environment Asia
		午後	フリータイム／市場調査
11/14 日	金	午前	現地企業/事業視察、
		午後	JICA 事務所報告／解散
		夜間	移動(マレーシア・クアラルンプール⇒タイ)
11/15 日	土	午前	移動(タイ⇒日本到着地)

※現地での具体的な日程、訪問先は参加者が確定してから、ご希望も踏まえ調整します。ご要望に沿えない可能性がある点はご了承ください。

※本ツアーの前後に自社負担により別日程を追加することは任意となります。

6. 参加費用

(1) JICA が負担する費用（JICA にて手配・負担いたします。）

① 現地での宿泊費（11 月 9 日の宿泊から 13 日チェックアウトまで）

② 現地視察にかかるマレーシア国内での移動費等

(2) 参加者にご負担いただく費用（上記 6. (1) 以外の費用、以下は主要な例）

① 航空賃（ツアー開始日に間に合うように、出発到着地：日本国内⇄現地までの往復航空券をご自身で手配頂きます。）

② 居住地⇄出発到着地（日本国内の空港）の日本国内移動に係る費用

③ マレーシア国内の移動（プログラム外の自由時間における移動等）

④ 旅券申請に必要な書類等（戸籍抄本、写真等）の取得経費

⑤ 海外旅行保険の加入経費

⑥ 現地での食費等

【留意事項】

・ 本ツアーは現地集合・現地解散です。集合場所までの往復移動手段（航空券・タクシー等）、飲食代、海外旅行保険等は参加者各自での手配・費用負担をお願いいたします。

なお、事務局と同じフライトを手配された場合は、日本国内から現地まで一緒に行動することも可能です。

- ・ 航空券等の手配は、参加確定の連絡を受けてから開始してください。
- ・ 現地での宿泊費は JICA が負担しますが、ツアー参加キャンセルで宿泊費等のキャンセル料が発生する場合は、ご負担をお願いする場合がございます。
- ・ 集合場所は、クアラルンプール市内のホテル（後日決定次第案内）を予定しています。

7. ご応募いただける団体・企業の方

原則、以下すべての条件を満たす団体・企業所属の方を参加対象とさせていただきます。

- (1) 九州域内の企業等（本邦登記法人）、自治体及び関連団体、公的支援機関、大学・高専などの教育機関、金融機関のうち、今後、マレーシアを対象とした中小企業・SDG ビジネス支援事業への応募を含め、ビジネスを検討していること（別の法人へのコンサルテーションを主目的としたコンサルタント等、マレーシアでの自らのビジネスを目的としない企業は対象外）
- (2) 次リンク先の中小企業・SDGs ビジネス支援事業「[ニーズ確認調査／ビジネス化実証事業](#)」 応募・実施条件等及び募集要項に係る同意書の 10. に定義する反社会的勢力に合致しない企業・団体であること。
- (3) 帰国後、JICA や業界団体、地元経済団体が開催する国内セミナー等で、マレーシアの社会課題や日本企業との連携の可能性について情報発信できること。また、マレーシアでのビジネスアイディアや今後の検討ポイントをまとめた簡易な報告書（視察報告会資料）を提出いただけること（ご検討中のビジネス内容の保秘については ご相談可能です）。
- (4) 渡航前事前説明会及び現地視察の全行程に参加可能であること。
- (5) マレーシアの事情（道路状況や衛生環境等）を勘案した上で、全行程に参加可能な健康状態であること。
- (6) プログラム参加の意欲・熱意・協調性があること。
- (7) ツアー参加に際して海外旅行保険に加入頂くこと。（JICA にて推奨され

る保険を紹介可能。)

- (8) 上記 6.の趣旨をご理解の上で、費用のご負担と、渡航に係るご準備をご自身で手配いただけること。

※なお、ツアーには通訳が同行いたしますので英語・マレー語力は必須ではありません。

8. 応募および実施までの流れ

(1) 応募方法

JICA ホームページの参加申込フォーム（下記リンク先）より必要事項をご記入ください。

<https://forms.office.com/r/xC1b21wmq4>

応募期限：2025 年 9 月 10 日（水）18 時（日本時間）まで

(2) 応募時の留意事項

- ・ 原則 1 社から 1～2 名の応募とさせていただきます。

(3) 選考について

- ・ 募集人数を上回る応募があった場合には、JICA 側で選考をさせていただくことがありますので、予めご了承ください。
- ・ 選考結果は 2025 年 9 月中旬にご応募いただいた方にお知らせいたします。
- ・ なお、選考は参加申込フォームに記載していただく以下の内容を基に行います。

① 会社概要

② 本スタディツアー参加者情報

③ マレーシアで考えられるビジネス内容、特に中小企業・SDGs ビジネス支援事業への応募を検討しているビジネス内容

④ 国内や海外での事業実績

9. 全体スケジュール

- | | |
|---------------|-----------------|
| ・ 8 月中旬 | 参加者募集開始 |
| ・ 9 月 10 日（水） | 応募締切 |
| ・ 9 月中旬 | 参加企業等決定、渡航手続き開始 |
| ・ 9 月下旬 | 事前説明会 |
| ・ 11 月中旬 | ツアー実施 |
| ・ 12 月 | 帰国報告、実施結果発信 |

10. 問い合わせ先

JICA 九州センター企業連携課代表アドレス（kictps1@jica.go.jp）

11. その他

(1) 本スタディツアーの位置づけについて

本スタディツアーは、上述のとおり中小企業・SDGs ビジネス支援事業への応募促進等を目的の一つとしたものですが、本スタディツアーへの参加自体が同支援事業の応募審査にあたっての加点要素となることはありません。

(2) 参加者の不正行為防止について

本ビジネスツアー参加者は機構関係者として、独立行政法人国際協力機構役職員倫理規程（平成 16 年規程（人）第 28 号）に基づく「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」、「JICA 不正腐敗防止ガイドランス」の遵守をお願いします。また、不正競争防止法では、OECD（経済協力開発機構）の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。このため、調査団参加者は特に以下の点に留意願います。

- ① 外国公務員等に対して調査団参加者による高額の物品や過大な金銭の提供或いは著しく華美な接待等が行われないこと。
- ② 本調査の実施における開発途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触しないよう留意すること。

(3) 個人情報の扱いについて

- ① 応募書類は本スタディツアーの審査、派遣決定後の各種手配にのみ使用します。応募書類に含まれる個人情報等は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）」に従い、適切に管理し、取り扱います。ただし、応募書類と同時にご提出いただく連絡先については、中小企業・SDGs ビジネス支援事業に関するアンケート等へのご協力を依頼する際に利用させていただくことがありますので、予めご了承ください。
- ② 応募書類は募集要項、同添付資料、関連する JICA ウェブサイト掲載情報等を理解・同意の上作成、提出されているものとします。なお、提出された応募書類の返却はいたしません。JICA で一定期間保管後処分します。

以上

【参考資料】

「JICA マレーシア事務所「主要な ODA プロジェクトマップ」資料

[jica map-Cover-Jpn txt](#)